

## 豊能町新規就農促進安定事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新たな農業の担い手を育成、支援し、農業の振興と地域の活性化を図るため、新規就農者が農業の生産性の向上及び農業経営の安定化を図ることを目的に農業機械を購入することに対し、経費の一部を補助することについて、豊能町補助金交付規則(昭和50年豊能町規則第2号)で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、ここでいう新規就農者とは、土地、資金などを自ら調達して農業経営を始めた責任者及び共同経営者を指す(贈与や相続などによって親の農地を譲渡された場合は含まない)ものとする。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、新規就農者が町内において、農業の生産性の向上及び農業経営の安定化を図るために新たに農業機械を購入することに対して支援する事業で、国、町その他地方公共団体等から補助を受けていない事業とする。

2 前項の農業機械は、中古品を除くものとする。

3 新たに購入する農業機械は、交付決定後に購入するものとする。

4 第1項の農業機械は、農作業の用途以外に供されるトラック等の汎用性の高い機械は対象としないものとする。

### (補助対象事業者)

第3条 この要綱により補助事業を行う者又は法人(以下「補助対象事業者」という。)は、町の主催する就農支援塾を卒業した者又は町内において新規就農者として就農している者(以下「新規就農者等」と総称する。)で次の各号に掲げるものとする。

(1) 過去5年以内に農地法(昭和27年法律第229号)第3条に基づき町内の農地を取得した者又は同条に基づき当該年度中に町内の農地を取得することが見込まれる者

(2) 過去5年以内に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条に基づき農地の利用権設定により町内の農地を借りている者又は同条に基づき当該年度中に農地の利用権設定により町内の農地を借りることが見込まれる者

(3) 過去にこの補助事業において補助を受けていないこと

### (補助金の交付条件)

第4条 この要綱において補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 町内の農地で就農していること。

(2) 購入後5年間は、農業機械の適切な維持・管理を行うこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新規就農者等が町内において農業経営に必要な農業機械を購入するために要する経費で、下取り価格を控除したものとする。

2 前項の補助対象となる農業機械は、別表のとおりとする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とする。  
また、補助上限額は別表のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 この要綱による補助金の交付の申請をしようとする者は、豊能町新規就農促進安定事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 購入する農業機械の名称等を証する書類

(2) 農業機械購入額を証する書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第9条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、豊能町新規就農促進安定事業補助金交付決定通知(様式第2号)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、町長の定めるところにより補助事業が完了したときは補助事業の成果を記載した豊能町新規就農促進安定事業実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊能町新規就農促進安定事業交付確定通知(様式第4号)により当該補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による補助金確定通知を受けた者は、豊能町新規就農促進安定事業補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、特別の事情により町長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 補助金を目的外に使用したとき。

(2) 購入後5年以内に営農を廃止又は休止したとき。

(3) 購入後5年以内に農業機械を処分したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

別表（第4条関係）

種 類	具 体 例	備 考	補助上限額
補助対象となる農業機械	<p>耕運機、草刈機、運搬機、田植機、トラクター、コンバインその他これらに類する農業機械</p> <p>※ トラック等の汎用性の高い機械は除く。            ※ 農業機械を購入した場合は、財産管理台帳を作成し、本事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。</p>	新規購入のみとする	30万円